

審查請求事件關係說明資料

保 護 局 觀 察 課

更生保護官署の処分に対して行う審査請求

根拠	審査庁
法務省が所管する行政庁がした処分に対する審査請求 ⇒ 行政不服審査法第4条 (一般ルール)	法務大臣
地方更生保護委員会が決定をもつとした処分に対する審査請求 ⇒ 更生保護法第92条 (特別ルール)	中央更生保護審査会

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一・二 （略）

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く）

当該主任の大臣

四 （略）

更生保護法（平成19年法律第88号）

第23条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を行う。

一 この法律又は他の法律の規定により決定をもつてすることとされている処分

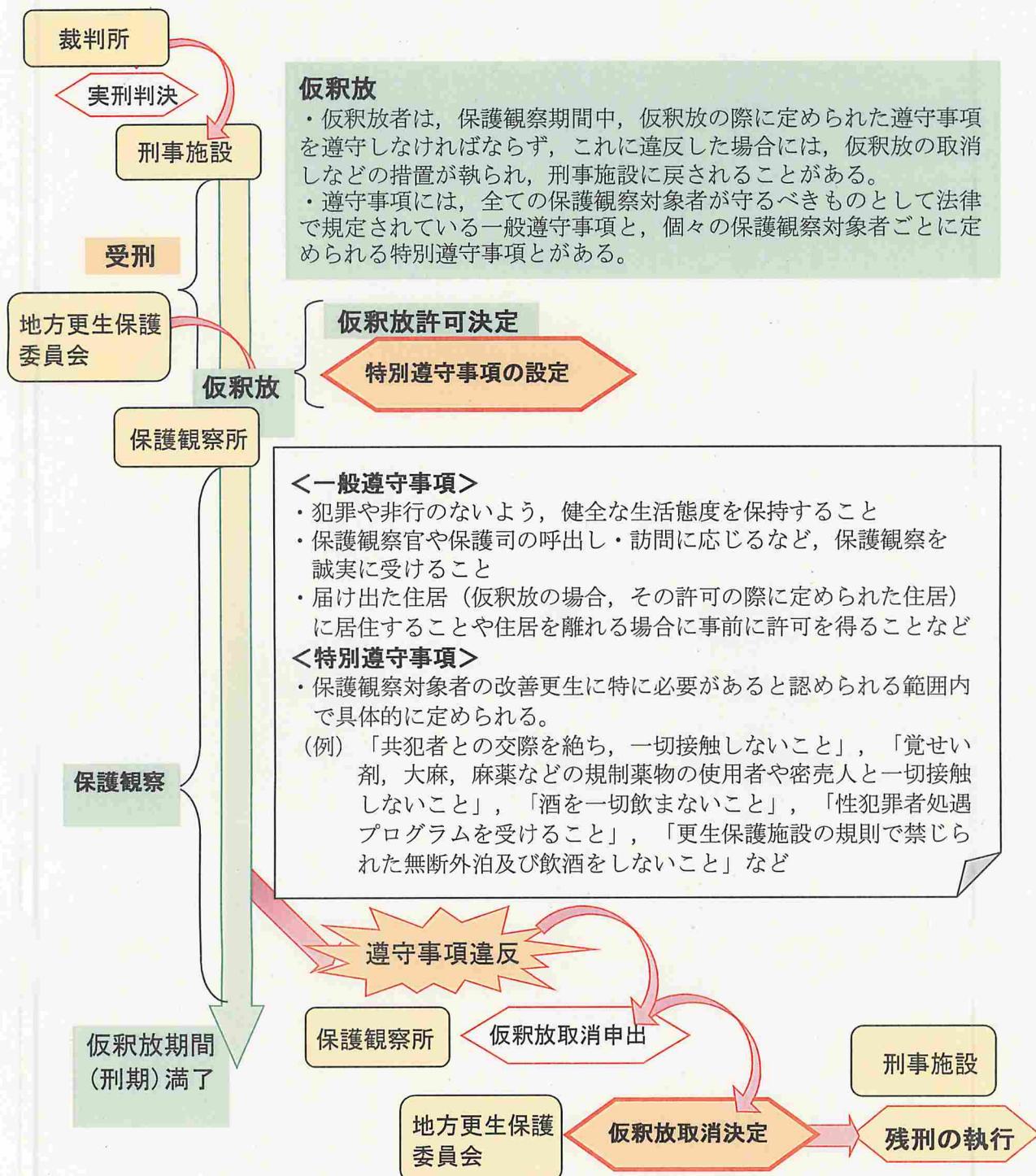
二・三 （略）

2・3 （略）

第92条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつとした処分に不服がある者は、審査会に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

※ 地方更生保護委員会は、行政組織上は法務大臣がその上級行政庁であるが、個々の処分は準司法的な処分であり、合議体でその権限を行うこととされている等の趣旨から、その個々の処分について個別的に指揮監督をなし得る上級行政庁は存在しないと考えられている。そのため、地方更生保護委員会が決定をもつとした処分の審査請求に対する裁決は、犯罪者処遇に関する専門技術性を有し、職權行使の独立性・公平性が認められる機関である、中央更生保護審査会が行うこととしている。

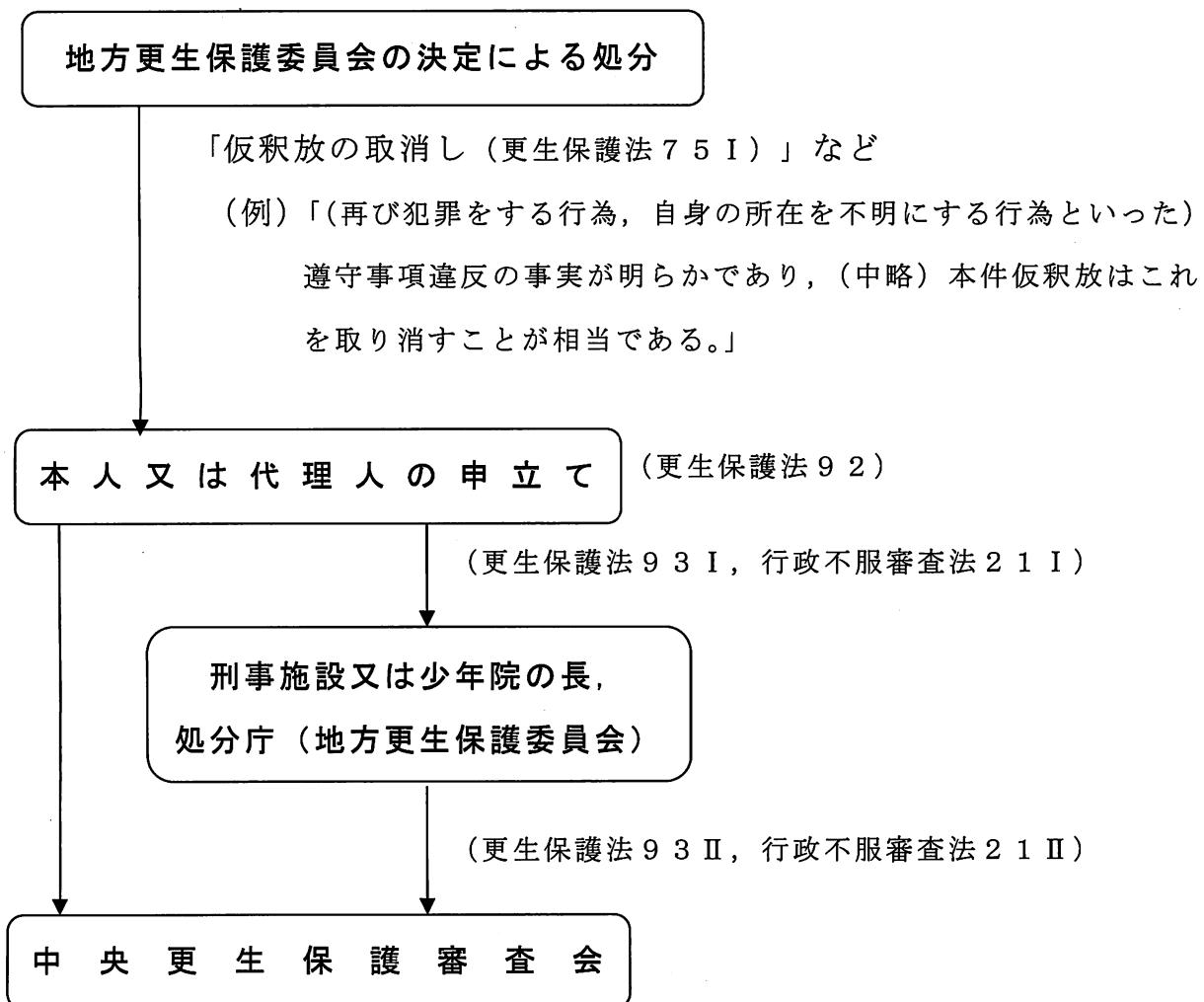
仮釈放と特別遵守事項、仮釈放の取消処分について



審査請求

仮釈放者による審査請求は、そのほとんどが「仮釈放を取り消す処分」に対するものであり、遵守事項違反の事実はない、酌むべき情状があり不当であるとの理由によるものである。

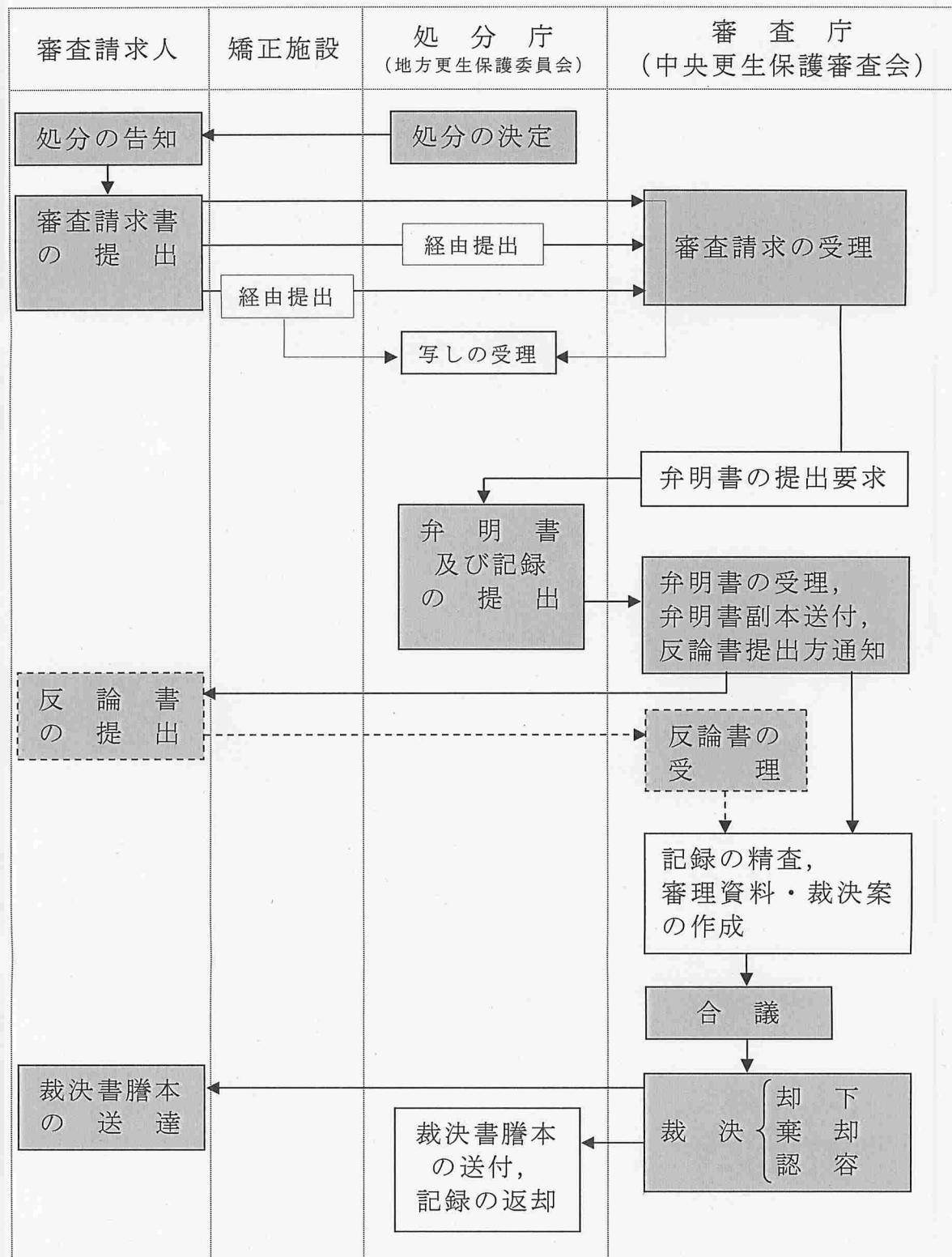
中央更生保護審査会に対して行う審査請求の流れ



- ・ 60日以内に裁決（更生保護法 95）
- ・ 申立て又は職権による執行停止（更生保護法 94）
- ・ 関係人の呼出し（更生保護法 12）
- ・ 協力の要請（更生保護法 14）

(注) 手続については、行政不服審査法の規定が適用される。

審査請求事件事務処理の流れ

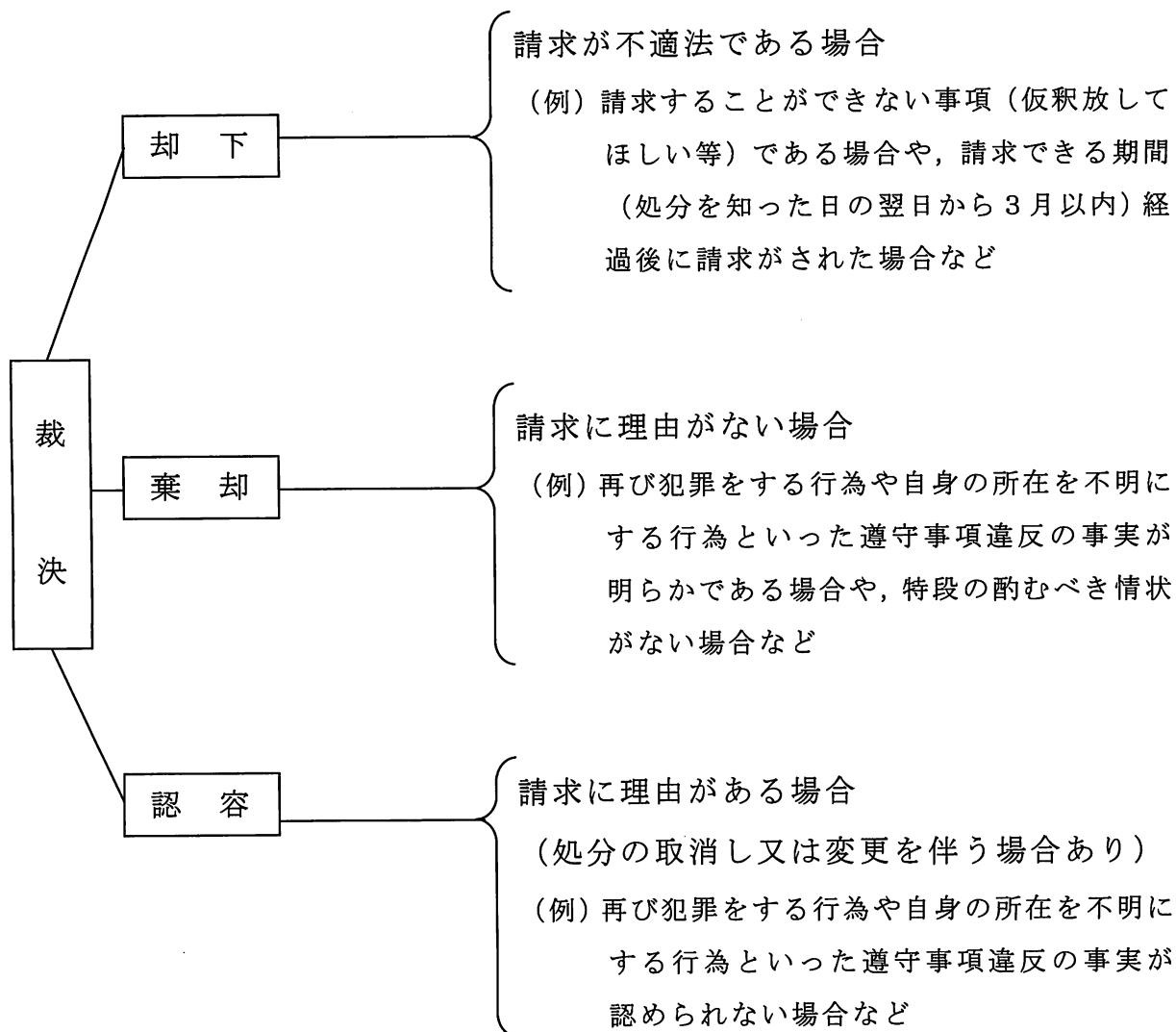


(注) 本図は、一般的な事務処理の流れを示したものである。

審査請求に対する裁決の態様について

裁 決 の 種 類

裁 決 の 理 由



參考資料

更生保護法における審査請求制度の概要

※売春防止法については、同法第28条第1項により更生保護法の規定を準用

更生保護法の目的

犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること（更生保護法第1条）。

審査請求の対象となる処分

地方更生保護委員会が決定をもつてした処分（更生保護法第92条）

- ① 特別遵守事項の設定・変更（更生保護法第52条）
- ② 仮釈放の取消し（更生保護法第75条）
- ③ 保護観察停止の決定（更生保護法第77条）
- ④ 保護観察の仮解除の取消し（更生保護法第81条）
- ⑤ 婦人補導院からの仮退院の取消し（売春防止法第27条）

特別遵守事項の設定

概要

- 遵守事項とは、保護観察対象者が保護観察期間中遵守しなければならない事項であって、これに違反したときに不良措置(仮釈放の取消し等)がとられ得るものという。
- このうち、特別遵守事項とは、個々の保護観察対象者ごとに定めるもの(=オーダーメイド)であり、保護観察対象者の改善更生に特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めることとされている。

手続

- 保護観察所の長の申出により、地方更生保護委員会が決定をもって行う(更生保護法第52条第2項)。
- 少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定から釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更する場合においては、保護観察所の長の申出は不要(同法第52条第3項、売春防止法第26条第2項)。

仮釈放の取消し

仮釈放制度

- 仮釈放とは、懲役又は禁錮に処せられた(=施設内で処遇をすべきとの司法判断が下された)者に改悛の状(※)があるときに、所定の期間(有期刑：刑期の3分の1、無期刑：10年)を経過した後、行政官庁の処分によって刑期満了前に条件付で仮に釈放することができる制度をいい(刑法第28条)、ここにいう行政官庁とは、地方更生保護委員会をいう(更生保護法第16条第1号)。
- 仮釈放を許されている者は、保護観察に付され(更生保護法第40条)、一般遵守事項(更生保護法第50条)のほか、地方更生保護委員会が定める特別遵守事項を遵守しなければならない(更生保護法第51条、第52条)。
- 仮釈放は、刑の執行の一形態であり、受刑者に将来的な希望を与えて改善更生の意欲を喚起させ、受刑者及びその者を取り巻く諸条件の変化に応じて不必要又は不適当となった拘禁を排し、釈放後における円滑な社会復帰を促進することを目的とするものである。

(※)「改悛の状」

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則
(平成20年4月23日法務省令第28号)

(仮釈放許可の基準)

第28条 法第39条第1項に規定する仮釈放を許す処分は、懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。

仮釈放の取消しの制度

- 社会内処遇(保護観察)に適さない事由がある場合に、再び施設内に戻して処遇の転換を図る措置であり、取消事由は以下の4つである(刑法第29条第1項)。
 - ① 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき
 - ② 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき
 - ③ 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき
 - ④ 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかったとき

仮釈放の取消しの手続

- 仮釈放の取消しの決定は、地方更生保護委員会の権限である(刑法第29条第1項、更生保護法第75条第1項)
- 仮釈放の取消事由のうち遵守事項違反を理由とする場合には、保護観察所の長の申出によらなければならぬ(更生保護法第75条第2項)とされており、この申出は、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、その改善更生のために保護観察を継続することが相当であると認められる特別の事情がないときにするものとされている。
- 地方更生保護委員会は、仮釈放許可の基準に照らし、その申出を相当と認めるときに仮釈放の取消しの決定をする。
- また、地方更生保護委員会は、仮釈放を取り消すか否かに関する審理において必要があると認めるときは、審理対象者との面接、関係人に対する質問その他の方法による調査を行うことができ(更生保護法第25条第1項)、調査において必要があると認めるときは、保護観察所長を含む関係機関等に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる(更生保護法第22条、第13条)。
- 仮釈放を取り消された者は、同処分の執行停止が認められるなどしない限りは再び刑事施設に収容され、残刑の執行を受ける。

保護観察の停止

概要

仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったとき、残刑の進行を止めるため、保護観察を停止する制度。

手続

- 保護観察所の長の申出により、地方更生保護委員会が決定をもって行う（更生保護法第77条第1項）。
- 仮釈放者の所在が判明したときは、その所在地を管轄する地方更生保護委員会が直ちに、決定をもって停止を解く（同法第77条第2項）
- 仮釈放者の刑期は、停止決定によって進行を停止し、停止を解く決定があったときから進行を始める（同法第77条第5項）
- 停止が解除されると保護観察が続行するが、仮釈放者の所在が判明しなくなつたことなどに関して遵守事項違反が認められれば、仮釈放取消事由となる。
ただし、保護観察停止中に遵守事項を遵守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消しをすることはできない（同法第77条第6項）。

保護観察の仮解除の取消し

保護観察の仮解除の制度

保護観察付執行猶予者及び保護観察付一部猶予者が遵守事項を遵守している場合に、行政官庁の処分によって、保護観察の制約を緩和して保護観察を仮に解除することにより、その改善更生に向けた意欲を一層喚起することを目的とする制度であり、ここにいう行政官庁とは、地方更生保護委員会をいう(刑法第25条の2第2項、更生保護法第16条第6号)。

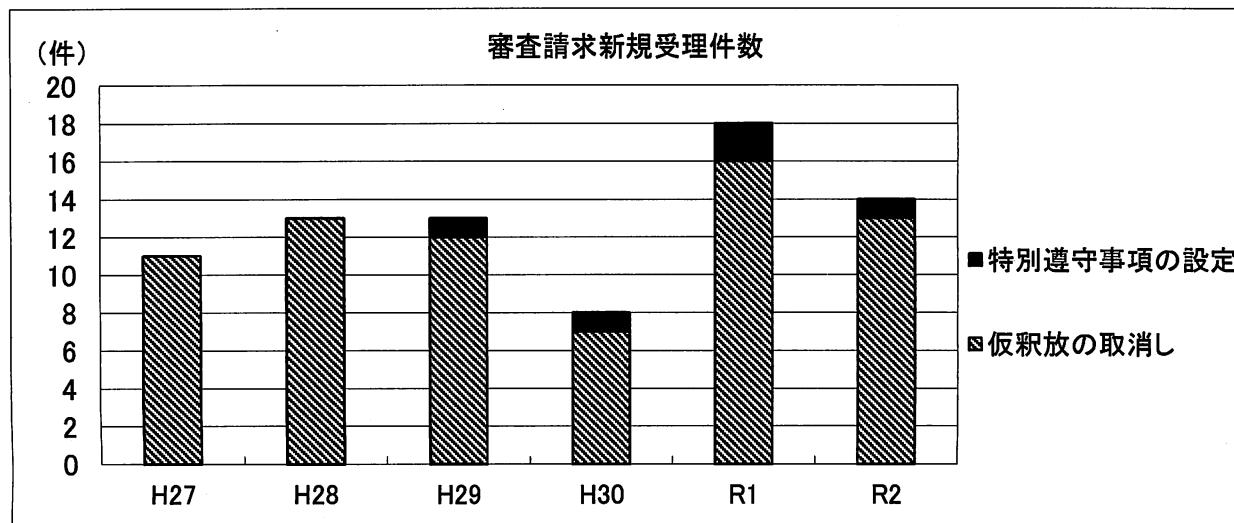
保護観察の仮解除の取消しの制度

仮解除中の保護観察付執行猶予者及び保護観察付一部猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときになされる措置。

手続

保護観察所の長の申出により、地方更生保護委員会が決定をもって行う(更生保護法第81条第5項)。

中央更生保護審査会に対する審査請求の受理及び処理状況（平成27年～令和2年）



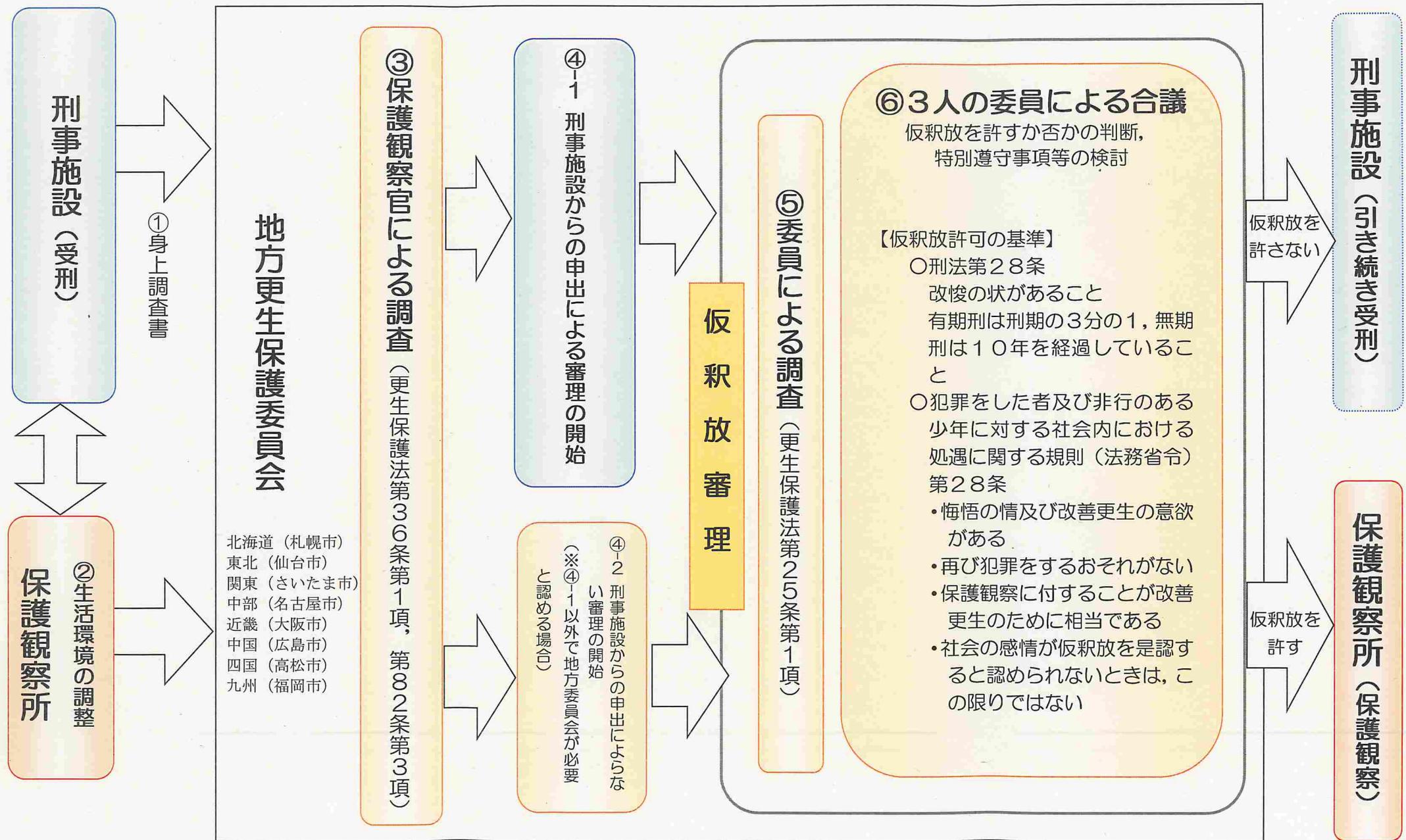
	処分名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受 理 件 数	仮釈放の取消し	12	14	14	7	16	13
	うち執行停止申立あり	2	1				
	特別遵守事項の設定			1	2	2	1
	うち執行停止申立あり						
	その他		3			3	1
	うち執行停止申立あり						
計		12	17	15	9	21	15
うち執行停止申立あり		2					

	審査結果	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
処 理 件 数	棄却	10	12	13	8	15	12
	うち執行停止申立あり	2					
	却下		3	1	1	5	1
	うち執行停止申立あり						
	取下げ	1					1
	うち執行停止申立あり						
認容						1	
うち執行停止申立あり							
計		11	15	14	9	21	14
うち執行停止申立あり		2					

(件)

- (注) 1 保護局資料による。
- 2 処分名中「その他」の内容は、仮解除の取消しに対する審査請求、仮釈放取消刑の執行開始日にに対する審査請求、仮釈放取消しによる残刑執行の終了日に対する審査請求、仮釈放を許す旨の決定をしない旨の判断に対する審査請求等である。
- 3 「受理件数」は、前年に受理し、処理が当年に繰り越された事件を含む。
- 4 「処理件数」は、前年受理の事件を含む。
- 5 1件で棄却裁決及び却下裁決をしたものは、それぞれ1件として計上している。

仮釈放の手続



参 照 条 文

更生保護法（平成19年6月15日法律第88号）

（審問）

第12条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

2 前項の規定による呼出しに応じないため再度同項の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がないのにこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

3 第1項の規定による呼出しに応じた者に対しては、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、正当な理由がないのに陳述を拒んだ者に対しては、この限りでない。

（記録等の提出の求め）

第13条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、裁判所、検察官、刑事施設の長、少年院の長、婦人補導院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

（協力の求め）

第14条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。

（合議体）

第23条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を行う。

- 一 この法律又は他の法律の規定により決定をもってすることとされている処分
- 二～四 （略）

2～3 （略）

（特別遵守事項の設定等）

第52条 （略）

2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項を定める

ことができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

4～5 －省略－

(仮釈放の取消し)

第75条 刑法第29条第1項 の規定による仮釈放の取消しは、仮釈放者に対する保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方委員会が、決定をもってするものとする。

(審査請求)

第92条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、審査会に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(審査請求書の提出)

第93条 刑事施設に収容され、若しくは労役場に留置されている者又は少年院に収容されている者の審査請求は、審査請求書を当該刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設。以下この条において同じ。）の長又は少年院の長に提出してすることができる。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書の正本を審査会に、副本を地方委員会に送付しなければならない。

3 第1項の場合における行政不服審査法第18条の規定による審査請求の期間の計算については、刑事施設の長又は少年院の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

(執行停止)

第94条 審査会に対する審査請求に関する行政不服審査法第25条第3項の規定の適用については、同項 本文中「、処分庁の意見を聴取したうえ」とあるのは「又は職権で」と、同項 ただし書中「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」とあるのは「処分の執行」とする。

(裁決をすべき期間)

第95条 審査会は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から60日以内に裁決をしなければならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第96条 この法律の規定により地方委員会が決定をもつてした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。